

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第四号	平成二十七年七月十六日	埼玉県志木市館一丁目一 ―他二筆、志木市館二丁目―他四十筆	埼玉県川越建築安全センター